

基本計画 中間評価シート 戦略 1（試案）

戦略 1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る

全体評価¹

新型コロナウイルスの感染拡大により、計画期間 2 年目終盤（2020 年 2 月）より現在に至るまで、我が国における物理的な人の往来・接触、大規模な催物の開催等が困難となり、期間策定時に想定したものと異なる状況となっている。

よって、計画期間当初においては、文化芸術の創造・発展、次世代への継承が図られ、また、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が一定程度進展したと判断されるものの、上記のとおり、新型コロナウイルスの影響を受け、国内における芸術文化の体験、公演の開催等の文化芸術活動を十分に実施することが困難な状況であり、計画期間における進捗については、新たな課題に直面しているところ、引き続き今後のウィズコロナ時代における文化芸術の振興、文化芸術教育の推進状況を注視する必要がある。

例えば、文化芸術団体においては、度々の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出の影響を受け、十分に本来の活動が継続的に実施できているとは言えず、音楽コンサート等のライブ・エンタテインメントに係る公演数・観客動員数・市場規模は大幅に減少しており、文化財の展覧会における入場者数も同様である。

また、子供たちの文化芸術体験の推進については、実施された際の満足度は十分に高いものの、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、その実施個所数が激減するなどの影響を受けている。

指標の状況

- ・1 期計画「進捗状況を把握するための指標について」（現状データ集）及び政策評価における「測定指標」を用いている。
- ・目標値は特に記載がない場合は令和 2 年度における到達目標を示す。

①文化芸術活動の振興

測定指標ア）ライブ・エンタテインメント市場の規模（目標：設定せず）²

5,151 億円（平成 29 年度）→1,106 億円（令和 2 年度）

¹ 全体評価の検討に当たっては、平成 30 年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価（以下「政策評価」という。）及び独立行政法人評価を参考とした。

今後、関係省庁の施策についても追加予定。

² びあ総研調べ https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta20210513.html

測定指標イ)「日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合」 (目標：60% (令和4年度))³

47.1% (平成29年度) → 47.6% (令和元年度)

測定指標ウ) 新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出 (目標：毎年度、新進芸術家海外研修制度の研修修了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。)⁴

例年、研修修了者の中から、ローザンヌ国際バレエコンクールやヨハネス・ブラームス国際コンクール等の、各分野の国際コンクールでの入賞者が多数輩出されている。

測定指標エ) コロナ禍における文化芸術活動の支援 (文化芸術活動の継続支援事業、ARTS for the future!事業)

継続支援事業：約8万件、ARTS for the future!事業：約3,000件⁵

測定指標オ) コロナ禍における文化施設の支援

730件の劇場・音楽堂、645件の博物館を支援

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

②美術館、博物館の充実 (戦略6における主要な測定指標)

測定指標ア)：博物館の入場者数・利用者数の増加 (目標：1.29億人)⁶

1.42億人 (平成29年度) → 1.42億人 (令和2年度)

③障害者による文化芸術活動の振興 (戦略4における主要な測定指標)

測定指標ア)：戦略的芸術文化創造推進事業 (共生社会実現のための芸術文化活動の推進) 及び障害者による文化芸術活動推進事業の実施団体の業務成果報告書に記載された課題解決目標達成率の平均値 (目標：毎年度80%)⁷

87.5% (平成30年度) → 103.9% (令和2年度)

④文化財の保存・継承

測定指標ア)：近代 (明治元年以降) の重要文化財 (建造物) の件数 (目標：375件)⁸

348件 (平成29年度) → 380件 (令和2年度)

測定指標イ)：近代 (明治元年以降) の登録有形文化財 (建造物) の件数 (目標：10,330件)⁹

³ 社会意識に関する世論調査

⁴ 文化庁調べ

⁵ 令和3年10月現在

⁶ 社会教育調査調 (3年ごとに実施。なお、直近年度の実績値は直近の調査結果の数値であり、当該年度の実績とは異なる。)

⁷ 「戦略的芸術文化創造推進事業」(H30) 及び「障害者による文化芸術活動推進事業」(R1～) 報告書

⁸ 文化庁「重要文化財 (建造物) の指定について」(11月)

⁹ 文化庁「文化審議会の答申 (登録有形文化財 (建造物) の登録) について」(11月)

9,625 件（平成 29 年度）→10,678 件（令和 2 年度）

測定指標ウ）：文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数 **（目標：200,000 名）**¹⁰

123,615 件（平成 29 年度）→42,588 件（令和 2 年度）

測定指標エ）：文化遺産オンラインへの訪問回数 **（目標：1,999,999 回）**¹¹

1,884,600 回（平成 29 年度）→3,079,909 回（令和 2 年度）

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けているものと推察される。

⑤歴史文化基本構想等の進展（戦略 2 の主要な測定指標）

測定指標ア） 歴史文化基本構想（域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画）や保存活用計画の策定件数¹²

歴史文化基本構想策定件数： 60 件（平成 29 年度）→119 件（令和 2 年度）

文化財保存活用地域計画：平成 30 年制度創設後、47 件（令和 3 年 7 月末時点）認定

※保存活用計画策定件数：903 件（平成 29 年度）

⑥地域の文化芸術環境の整備（戦略 6 における主要な測定指標）

測定指標ア）：地域の文化的環境の満足度（文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等） **（目標：60%）**¹³

33.5%（平成 30 年度）→36.5%（令和 2 年度）

⑦国語施策の充実

測定指標ア）「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある」と回答した者の割合

76.3%（平成 29 年度）→調査中（令和 3 年度）

測定指標イ）「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている」と回答した者の割合 **（目標：75.0%）**¹⁴

64.9%（平成 29 年度）→73.9%（令和 2 年度）

⑧著作権制度の整備・普及

測定指標ア）：著作権講習会受講者の理解度 **（目標：毎年度 90%以上）**¹⁵

98.5%（平成 29 年度）→92.3%（令和 2 年度）

測定指標イ）：著作権講習会の受講者数 **（目標：前 3 か年の平均人数以上）**¹⁶

2,626 人（平成 27～29 年度）→2,206 人（平成 30～令和 2 年度）

¹⁰ 文化庁調べ

¹¹ ポータルサイト管理事業者による報告書

¹² 文化庁調べ

¹³ 文化庁調べ※目標設定時は調査方法が対面調査であったものがウェブ調査に変更となり、「わからない」の回答が増加した。「わからない」と回答したものを除いた割合は平成 30 年度：45.4%、令和 2 年度：49.5%である。

¹⁴ 国語に関する世論調査

¹⁵ 文化庁調べ

¹⁶ 文化庁調べ

※その他、著作権制度に関しては、平成 30 年度以降、累次の法改正が行われており、継続的に制度改善が図られている。

⑨国民（18 歳以上）、若年層（未就学児～高校生）、高齢者（60 歳以上）、障害者の文化芸術活動の参加割合（戦略 4 の主要な測定指標）

測定指標ア）国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合（目標：鑑賞 80%、鑑賞以外 40%）¹⁷

鑑賞：59.2%（平成 28 年度）→ 67.3%（令和元年度）→41.8%（令和 2 年度）

鑑賞以外：28.1%（平成 28 年度）→ 21.7%（令和元年度）→14.2%（令和 2 年度）

測定指標イ）未就学児～高校生の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合

鑑賞：50.3%（平成 30 年度）→ 58.6%（令和元年度）→40.6%（令和 2 年度）¹⁸

鑑賞以外：32.2%（平成 30 年度）→ 28.8%（令和元年度）→21.6%（令和 2 年度）¹⁹

測定指標ウ）高齢者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合

鑑賞：44.9%（平成 28 年度）→ 66.3%（令和元年度）→33.5%（令和 2 年度）²⁰

鑑賞以外：28.7%（平成 28 年度）→ 21.2%（令和元年度）→11.3%（令和 2 年度）

21

参考）障害者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合（7 歳以上）

鑑賞：44.6%（平成 29 年度）、鑑賞以外：29.3%（平成 29 年度）²²

※ 令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により軒並み減少している。

⑩文化芸術によるイノベーション創出・国家ブランド構築（戦略 2 の主要な測定指標）

測定指標ア）文化経済産業の経済規模（文化 GDP）（目標：令和 7 年度に 18 兆円）²³

約 10.1 兆円（平成 28 年）→約 10.5 兆円（平成 30 年）

測定指標イ）アート市場規模の拡大（目標：7%）²⁴

3.6%（平成 29 年度）→4.3%（令和 2 年度）

※計画の策定後、文化統計に関する新たな測定手法の作成に関する国際的な議論の深化がなされており、2 期計画の策定に反映させるべく検討を進めているところ。

⑪⑫子供の芸術教育・体験の充実（戦略 4 の主要な測定指標）

¹⁷ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

¹⁸ 「文化に関する世論調査」（文化庁）※未就学児～高校生の参加割合は、調査対象者（18 歳以上）の同居の子供（最も下の年齢）の状況を尋ねた回答結果によるもの。

¹⁹ 「文化に関する世論調査」（文化庁）

²⁰ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

²¹ 「文化に関する世論調査」（平成 28 年度は内閣府が対面実施、平成 30 年度からは文化庁がウェブ実施）

²² 文化庁「障害者の文化芸術の鑑賞活動及び創作活動実態調査（平成 29 年度）」

²³ 文化庁「文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究」。なお、目標設定時に実施した推計値では平成 28 年度の文化 GDP は約 8.9 兆円となっていたが、ユネスコガイドラインに基づき新たに推計した数値を掲載している。

²⁴ 日本のアート産業に関する市場レポート 2020（一般社団法人 アート東京）、The Art Basel and UBS Global Art Market Report 2021

測定指標ア) 子供達が優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」と回答した開催校の割合 **(目標：90%)**²⁵

86.5% (平成 29 年度) → 89.8% (令和 2 年度)

測定指標イ) 伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、子供が教室終了後も伝統文化等に関わりたいと考える割合 **(目標：90%)**²⁶

89.7% (令和元年度) → 90.3% (令和 2 年度)

測定指標ウ) 伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、保護者が教室終了後も伝統文化等に子供を関わらせたいと考える割合 **(目標：91.5%)**²⁷

91.4% (令和元年度) → 93.2% (令和 2 年度)

※実施校数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受け、減少している。

グッドプラクティス等の例 (別紙)

①文化芸術活動の振興

- ア) 戦略的芸術文化創造推進事業
- イ) 舞台芸術創造活動活性化事業
- ウ) メディア芸術の創造・発信プラン
- エ) 日本映画の創造・振興プラン

②文化財の保存・継承

- ア) 文化発信・アーカイブの整備 (旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオンライン構想の推進)
- イ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
- ウ) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- エ) 重要文化財等防災施設整備事業

③生活文化の振興

- ア) 生活文化調査研究事業
- イ) 日本の食文化等実態調査
- ウ) 伝統文化親子教室事業
- エ) 食文化推進事業
- オ) 生活文化振興等推進事業

④子供の芸術教育・体験の充実

- ア) 文化芸術による子供育成事業
- イ) 伝統文化親子教室事業

⑤国語施策の充実

²⁵ 「文化芸術による子供育成総合事業」報告書

²⁶ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

²⁷ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

⑥著作権制度の整備・普及

主な取組²⁸

(法改正)

【平成30年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との問題意識の下、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするもの。

【令和2年度】

- ・著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律の成立

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作権等を侵害する自動公衆送信等による被害の拡大を防止するための措置、著作権者等から許諾を得て著作物等を利用する権利について第三者への対抗力を付与する措置等を講ずるとともに、プログラム登録がされた著作物の著作権者等が自らの保有する著作物がプログラム登録されたものであることの証明を受けることを可能とする等の措置を講ずるもの。

【令和3年度】

- ・文化財保護法の一部を改正する法律の成立

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるもの。

- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるもの。

²⁸ 今後、関係省庁の施策についても追加予定。

(税制改正)

【平成 30 年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

【令和元年度】

- ・一定の要件を満たす博物館に特定の美術品を譲渡・寄附した際の所得税等の特例措置の創設
- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

【令和 2 年度】

- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充
- ・美術品市場の活性化のため現代美術品の寄託に係る相続税の特例措置の拡充

(事業)

(子供の芸術教育・体験の充実)

文化芸術による子供育成総合事業、伝統文化親子教室事業

(文化芸術活動の振興)

芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、日本映画の創造・振興プラン、新進芸術家等の人材育成、国際芸術交流支援事業、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、メディア芸術の創造・発信プラン、障害者による文化芸術活動推進事業

(文化財の保護・活用)

有形文化財、無形文化財、文化財保護対策の検討等、国宝・重要文化財等の買上げ、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進文化財管理及び保存活用等、地域文化財総合活用推進事業、世界遺産普及活用・推薦のための事業推進、国産良質材使用推進・供給地活性化事業、アイヌ関連施策の推進、文化施設の感染防止等対策事業、登録有形文化財（建造物）事務担当者連絡会

(国語施策の充実)

国語施策の充実

(著作権)

著作権行政の充実、著作権施策の推進

課題

- ・文化芸術活動の振興について、評価期間における新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする状況の

変化等についても考慮に入れ、ウィズコロナ時代においても、文化芸術団体が活動を継続し、充実させていくことが可能となるよう、必要な支援を講じていくことを念頭に置く必要がある。

・文化財の保存・継承について、文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数は、当初の目標に届いておらず、新型コロナウイルスの影響も見極め、引き続き推進する必要がある。

・著作権講習会の受講者数は、当初の目標に届いておらず、新型コロナウイルスの影響も見極め、引き続きその増加に向けた取組を推進する必要がある。また、関係者の意見も聴取しつつ、必要な制度改善を進めていくことが求められる。

今後の方向性

指標の達成状況については、目標を達成しているものや、国語施策の充実などの分野で、概ね目標を達成しているものも見受けられるものの、文化芸術活動の推進、子供の文化芸術教育の機会などの分野については、新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。

残された第1期計画期間中においては、感染拡大防止策を適切に講じつつ、計画していた取組を継続して行うことにより、「文化芸術の創造・発展継承と豊かな文化芸術教育の充実」の実現を図ることとなる。

なお、第2期文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、各事業を通じた社会への還元など、現在設定している目標や指標とは異なる観点も含め、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う必要がある。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮が必要である。

戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

- 文化芸術の有する本質的価値を高めるため、芸術家の自由な発想に基づく創造活動に対して支援を行うとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図るなど、我が国の優れた文化芸術の創造・発展・継承を図る。
- 文化の祭典であり、世界が注目する 2020 年東京大会を契機として、我が国の文化芸術が世界的に正当に評価され、文化芸術の創造活動や芸術に関する専門性が生かされる仕事が若者たちの憧れとなり、文化芸術分野の優れた人材に活躍の場が与えられる好循環が生まれるようにすることを目指す。
- 美術分野では、優れた文化芸術の保存、継承、創造、交流、発信の拠点である美術館、博物館を充実する。
- 実演芸術分野における、文化芸術団体と劇場、音楽堂等の活動を充実するとともに、国際的な芸術祭の開催、世界の芸術祭への参加を促進する。また、IT（Information Technology）やデジタル技術等の活用やメディア芸術²⁹との連携を図るなど独創性に富んだ実演芸術の推進を図る。
- メディア芸術、美術、実演芸術等の作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となるものであり、将来にわたって保存する観点から、文化遺産として保存・継承を図ることが重要である。また、作品を単純にアーカイブとして保存するだけでなく、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指す。
- 障害者等が行う自由な表現活動が活発に行われるような環境を整備するとともに、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図る。
- 衣食住を含む暮らしの文化は、古くから生きながらえてきたものだけでなく、時代とともに変容したり、新たに生まれたりしてきたことや、実演芸術や美術、文化財などとも互いに密接に関わりあっているなど分野横断的で、かつ日本人の生活に深く根ざしているものであり、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能をしている。
今後、国が暮らしの文化を振興するに当たり、暮らしの文化の特性に留意しつつ、調査研究を行い、国が振興を図るべき暮らしの文化の範囲の検討を行うことが必要である。

²⁹映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術のこと。

○ 過疎化や少子高齢化等，我が国の社会状況の急激な変化により，地域の衰退が懸念され，豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にある。文化財の散逸・消滅の危機へ対応するため，文化財の指定や修理等を適切に実施するとともに文化財保護制度について，これからの時代にふさわしいものとするための見直しを進める。

また，文化財の保存技術の保存・継承や伝統芸能・民俗芸能等の後継者の育成，文化財を支える用具・原材料の安定的な確保を目指し，計画的な文化財の継承を進める。

○ 文化芸術教育の重要性に鑑み，初等中等教育から高等教育までを通じて，歴史，伝統，文化に対する理解を深め，これらを尊重する態度や，文化芸術を愛好する心情，感性などを育み，豊かな心の涵養を図る。

○ 我が国の歴史や文化，ふるさとについて理解するに当たって，文化財は欠くことができないものであることを踏まえ，文化財を積極的に活用した教育活動の推進に取り組むとともに，子供たちが，可能な限り暮らしの文化や実演芸術に触れる機会を設けるなど，文化芸術教育の充実を図るため，長期的な視野での施策の展開が必要である。

○ 先述（目標 1 参照）のとおり，文化の基盤として国語の果たす役割や重要性を踏まえ，個々人はもとより，社会全体としてその重要性を認識し，国語に対する理解を深め，生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指す。

○ 著作権等については，先述（目標 1 参照）の著作権制度の意義や政策推進の方向性を踏まえ，権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。その際，近年，社会のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い，著作物等の創作，流通，利用をめぐる環境が大きく変化し，これらの行為に関わる者の裾野も広がっているとともに，これらの行為は国境を越えて行われるようになっていることを踏まえ，国際的な視点に留意しつつ，社会の変化に応じ著作権の保護と著作物等の利活用の在り方を見直すとともに，必要な制度等の整備を行う。

また，国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図るとともに，学校等における著作権教育の充実を図る。

戦略1 関連（5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策）

- 音楽、舞踊、演劇、美術等の各分野の将来を担う芸術家等に対する国内外での研修や活動成果を発表する機会の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、アーツカウンシル（専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能）の強化を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、古典を伝承した伝統芸能の公開や、国際的に比肩し得る高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を行い、その一層の振興と普及を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、中期目標に基づき、我が国の伝統芸能を保持するため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽、組踊の各分野の伝承者の養成や、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成を図る。
- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値^{けん}の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 伝統芸能や民俗芸能等の持続的な継承を図るため、伝承者の養成への支援を充実するとともに、伝統芸能や民俗芸能等の表現に欠くことのできない物品の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため、後継者育成及び原材料の確保に努める。
- 古典の日に関する法律（平成24年法律第81号）に基づき、古典の日（11月1日）における行事の実施や、古典の日を契機とした学習及び教育の機会の整備等に努める。
- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ、「衣・食・住」に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした暮らしの文化について基本的調査を実施するとともに、その振興を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮し、自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう、芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備・周知や、社会的な役割に関する理解の促進、社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。
- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者（個人・団体）や、文化芸術振興に寄与した者（個人・団体）に対して積極的に顕彰を行う。
- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を支援するとともに、文化施設、大学等の連携・協力により実施する共同事業を推進する。また、メディア芸術の情報拠点等の整備を進める。
- 東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画フィルムの収集・保存・活用やデジタル化等の観点からフィルムセンターの機能強化を図り、日本映画の国内外への発信力を強化する。

- 歴史的・文化的価値のある我が国の貴重な文化関係資料が散逸・消失することがないように、アーカイブの構築に向けた資料の保存及び活用を図るための望ましい仕組みの在り方について検討を行う。
- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和が取れたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努めるとともに、公共の建築物等において文化芸術に関する作品の展示等の取組を行うよう努める。
- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図る。
- 文化発信・交流の拠点として美術館や博物館、劇場、音楽堂等、大学の活動・内容を充実する。例えば遺跡の価値を市民に興味深く提示する手法など、多様な事業が展開されるような手法の開発を推進する。
- 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。
- 地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の運用を通じて、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援する。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 地方公共団体における美術館・博物館の展示環境の整備や学芸員等の専門人材の配置を促進する。
- 地方公共団体は、公立の美術館、博物館等において、専門的な人材の研修や配置等、文化財の保存・活用に向けた体制が充実するよう努めることが期待される。
- 地域の劇場・音楽堂等施設の機能向上等に向けた施設整備を促進するため、施設の大規模改修に関する情報提供等の充実を図る。
- 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防災・防犯の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。
- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。

- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 東日本大震災や熊本地震など各地における災害により被害を受けた国指定等文化財について早急に保存・修復等の措置を講じ、被災地の復興支援に努める。また、大規模災害に対応した文化財レスキュー、文化財ドクターの活用や防災ネットワークにおける防災・救出に係る全国的な体制整備を促進するとともに、防災・救出活動等の取組を推進する。
- 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう、文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」（平成 29 年 12 月文化審議会答申）を踏まえ、文化財保護制度の見直しを進める。
- 地方公共団体における、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画等の策定を推進し、各地域における計画的な取組を促進する。地方公共団体は、教育、景観、地域振興等の分野との連携を図りながら、文化財の所有者や地域住民、民間の団体とともに、計画的に文化財の保存・活用に取り組むことが期待される。
- 個々の文化財の保存・活用の考え方を明確化し、確実な継承を図るため、所有者・管理団体等と連携して、個々の文化財の保存活用計画の策定を推進する。
- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 水中遺跡の保存・活用に向けて、国、関係機関及び地方公共団体とが連携して、実施体制の充実を図るとともに、調査研究を推進し、地方公共団体の取組を促進する。
- 古墳壁画の保存・活用方策を、関係機関等とも連携して推進する。高松塚古墳壁画については、引き続き修理を行いつつ適切な保存・活用に努めるとともに、修理後の保存管理・公開の具体的な方策について検討する。また、キトラ古墳壁画については、「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」内の保存管理施設において、適切な保存・活用を進める。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の体制と機能の充実を図る。独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 我が国の近現代建築に関する資料（図面や模型等）のうち、歴史的、芸術的、学術的価値が高いものについて、その劣化、散逸、海外への流出等を防ぎ、次世代に継承するとともに、建築資料の展示・普及活動を通じて国民の理解を増進するため、国立近現代建築資料館の機能の充実を図る。
- 先般改訂した小学校及び中学校学習指導要領や、今後改訂する予定の高等学校学習指導要領を踏まえ、学校における芸術に関する教育の充実を図る。
- 学校教育において、伝統や文化に関する教育の充実を図る。我が国や郷土の音楽に関する教育については、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取

り上げたりするよう配慮する。

- 国及び地方公共団体は、効果的・効率的な事業の実施を図りつつ、地方公共団体における自主事業等も含め、義務教育期間中の優れた文化芸術の鑑賞・体験機会がより充実するよう、取組を推進する。
- 将来の文化財の担い手である子供たちが伝統的な価値に触れる機会の充実に努める。
- 地方公共団体と連携して、文化部活動の現状などを調査するとともに、有識者会議において文化部活動の運営の改善・充実に向けた検討を行い、ガイドラインを作成する等必要な取組を進める。また、全国高等学校総合文化祭の開催や事例の共有など、文化部活動の充実に資する取組を推進する。
- 学校と地域の美術館、博物館等との連携による先進的な取組や、地域の関係者との協働による子供や若者等を対象とした参加型プログラムの展開を促進する。
- 武道等の安全かつ円滑な実施のため、教員の指導力向上を図るとともに、先般改訂した中学校学習指導要領に記載されている９種目の指導ガイドラインの作成・改善や、指導者データベースの整備などを行う。
- 国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）及び関連指針（「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成 28 年文化審議会国語分科会報告）等）の普及を図る。
- 「敬語の指針」（平成 19 年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。
- 学校教育において、全ての教科等の基本となる国語力を養うとともに、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるよう、関係施策の一層の充実に努める。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。
- 子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究

との連携・協力を図る。

- デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物等の創作，流通，利用環境の変化に対応して，著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する課題について検討を行い，必要な措置を講じる。
- コンテンツの適正な流通・活用を促進するため，権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備，権利情報を集約化したデータベースの構築にむけた実証，権利者不明著作物の利用円滑化等，著作権処理の円滑化を促進する。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し，文化的創作活動や国際文化交流を推進するため，世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援に係る取組のほか，侵害発生国等への働き掛け，侵害発生国・地域における著作権処理団体の育成及び海賊版取締りの強化の支援，権利者による権利行使支援，侵害発生国・地域における著作権普及啓発，官民連携の強化，諸外国との連携の強化等を行う。また，深刻化するインターネット上で行われる国境を越えた著作権侵害等に対応するための制度整備等の方策について検討を行い，必要な措置を講ずる。
- 世界知的所有権機関（WIPO）における著作権等関連条約の策定に向けた議論及び各国との経済連携協定交渉等に積極的に参画することを通じて，著作権制度の国際的調和を図る。
- 著作権等の保護と著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度や流通環境の整備に資するため，国内外の法制度やその運用動向，国内における著作物等の利用のニーズや流通実態等，及びこれらを踏まえた制度や流通整備の在り方について，情報収集するとともに，調査研究を実施する。
- 著作権に関する対象者別セミナーの開催，学校での児童・生徒等に対する著作権教育，文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など，様々な方法により，国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図る。その際，対象者の属性（クリエイター，利用者等）ごとの需要に応じて取組内容の充実を図る。
- 国民が著作物等の創作者，利用者のいずれの立場から著作権等の適切な保護と公正な利用を行うことができるようにするため，学校等の教育において活用できる著作権教育用の教材を開発・普及等に取り組む。

文化芸術推進基本計画（第1期） 中間評価
グッドプラクティス

①文化芸術活動の振興

ア) 戦略的芸術文化創造推進事業

国の文化芸術振興上、推進することが必要な優れた文化芸術活動について、国が課題・要件を示して芸術団体等からの企画を選考・採択し、我が国の文化芸術の水準向上と鑑賞機会の充実を図ることを目的として実施。
令和3年度は、引き続き世界的に注目される舞台芸術分野における文化芸術公演を実施できる体制づくりや海外との交流を促進するための国際ネットワーク構築を推進。

日本のオペラから世界のオペラへ～2018年から2020年を経てその先へ～【事業主体：公益財団法人東京二期会】
日本から発信する公演の制作や、海外の劇場との共同制作などにより、「日本から発信する世界レベルのオペラの創造」を図る。

イ) 舞台芸術創造活動活性化事業

舞台芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動への重点支援とともに、各分野の特性に配慮した創造活動を推進し、我が国の芸術団体における芸術水準向上を図りつつ、より多くの国民に対する優れた舞台芸術鑑賞機会の提供を図る。

令和3年度採択実績

○複数年計画支援（計26件）

音楽15件、舞踊3件、演劇4件、伝統芸能2件、大衆芸能2件

○公演事業支援・一般枠（計179件）

音楽56件、舞踊21件、演劇67件、伝統芸能24県、大衆芸能11件

○公演事業支援・ステップアップ枠（計13件）

音楽1件、舞踊3件、演劇9件

実施例：（公社）山形交響楽協会（音楽・複数年計画支援）

定期演奏会を通じて、楽団の芸術性の原点とも言える古典作品の演奏再構築、レパートリーの拡大を図ったほか、新たな取り組みとし3公演をライブ配信し、各回のべ2万人を超える国内外からの視聴者を獲得した。本拠地以外の庄内定期、ユアタウンコンサートにおいては、客席制限を受けつつも完売の公演も多く、また、同じ東北の仙台フィルとの合同事業を開始するなど、地域の文化芸術の牽引者として、多様な舞台芸術鑑賞機会を提供した。

①文化芸術活動の振興

ウ) メディア芸術の創造・発信プラン

マンガ、アニメーション、ゲーム等のメディア芸術は、広く国民に親しまれているだけでなく、新たな芸術の創造など我が国の芸術活動全体の活性化を促すとともに、海外からも高く評価され、我が国への理解や関心を高めている。文化芸術の振興はもとより、コンテンツ産業、観光、国際文化交流にも資するため、メディア芸術分野における創作サイクルを創出し、さらなる振興・発展を図る。

メディア芸術グローバル展開事業

- ・第24回文化庁メディア芸術祭：世界103の国・地域から3,693作品の応募があった。R3年9～10月に受賞作品展を開催
- ・アヌシーアニメーションフェスティバル、アルスエレクトロニカ・フェスティバル、マンガバルセロナ等へ出展

メディア芸術人材育成事業

- ・過去に支援したクリエイターの作品が国内外フェスティバルで受賞した。
- (例)- 岩井澤健治『音楽』第43回オタワ国際アニメーション映画祭長編部門グランプリ、第24回文化庁メディア芸術祭アニメーション部門大賞 ほか
- 和田淳『マイエクササイズ』ザグレブ国際アニメーションフェスティバル短編部門審査員賞 ほか

メディア芸術連携基盤等整備推進事業

- ・マンガ原画アーカイブに係る相談窓口を設置し、漫画家や編集者等からの原画保存に関する相談を21件受け付けた。
- ・各機関におけるアーカイブの取組を支援した。(R2採択数：15件)

エ) 日本映画の創造・振興プラン

日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するほか、映画に関わる人材育成を実施。

<日本映画の創造・振興プランで成果のあった主要な取組>

- ・日本映画製作支援のH30年度助成作品「万引き家族」が第71回（2018年）カンヌ国際映画祭において、最高賞のパルム・ドールを受賞。また、R2年度助成作品「ドライブ・マイ・カー」が第74回（2021年）カンヌ国際映画祭において、脚本賞、また、その他独立賞を3つ受賞した。

②文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備

(1) 旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信（文化遺産・観光コンテンツバンク構想）

【実施主体】

文化庁、日本政府観光局(JNTO)

【主な取組内容（概要）】

旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信として、次の2つからなる文化遺産・観光コンテンツバンク構想を推進。

1. 文化財デジタルコンテンツダウンロード機能（日本語・英語） <https://cb.bunka.go.jp/>

国内外のメディア・旅行会社向けに、日本遺産等のVR(仮想現実)・4K（高精細）映像素材・静止画などを解説文付きで提供。ダウンロード・二次利用を可能としている。

2. 日本政府観光局(JNTO)日本遺産特設サイト（英語） <https://www.japan.travel/japan-heritage/>

【評価点】

1. 一過性の情報発信を行うだけのデジタルコンテンツとせず、二次利用可能な権利処理やメタデータの整備を行った上で提供することで、新たなコンテンツの創造など様々な利活用が可能となった。公共交通事業者による駅構内でのデジタルサイネージ掲出やSNS等でのプロモーション、オンラインガイド旅行商品造成、大学での利用などを確認している。

2. JNTOとの連携により、一方的な情報発信ではなく、ニーズ分析・それに基づく改善などデジタルマーケティングを行う基盤として整備した。これによりコロナの影響下にあってもバーチャル旅行などをテーマに訪日意欲の向上施策を継続できた。



(2) 文化遺産オンライン構想の推進

【実施主体】

文化庁

【主な取組内容（概要）】

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、文化財の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進している。
- 全国の博物館・美術館等における情報を集約したポータルサイトである「文化遺産オンライン」を構築し、文化財等の情報発信に努めている。

掲載件数：283,062件 所蔵館数：239館 （令和3年4月時点）

アクセス数：3,079,909件（令和2年度総数）

【評価点】

令和3年度は利用者の利便性向上を図るため、文化遺産オンラインのモバイル対応や高精細画像への対応等に取り組んでいる。



②文化財の保存継承

イ) 国宝・重要文化財等防災施設整備事業

国宝 瑞龍寺防災施設整備事業 ※実施主体：富山県富岡市 瑞龍寺

【主な取り組み内容】

国宝 瑞龍寺仏殿、法堂及び山門の防災施設の整備を実施。

・主な整備内容

延焼防止、消火体制の充実を図るため、地下式放水銃の更新（9箇所）、
うち4箇所に操作しやすい消火栓を整備した。

火災の早期覚知を図るため、煙感知器、炎感知器を整備した。

消火体制を常に確保するため、二人操作の屋内消火栓を一人で操作できる屋内消火栓に更新した。

【評価点】

国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドラインに基づき、既設の防火設備等が見直され、火災の早期覚知、効率的な消火体制を確立するなど防火対策の充実強化が図られた。

整備した防災施設



一人で操作できる屋内消火栓



炎感知器

国宝 松江城天守耐震対策工事事業 ※実施主体：島根県松江市

【主な取り組み内容】

国宝 松江城天守の耐震対策工事を実施。

・主な耐震補強

三階柱間に木製格子壁（4箇所）、五階柱間に鉄骨フレーム（4箇所）を設置した。

五階小屋裏に変形を抑制する水平ブレースを設置した。

附櫓内部穴蔵は天守唯一の通路であるため、石垣が崩壊した場合の人的安全性と
通路空間の確保を目的に安全対策として木格子を設置した。

【評価点】

耐震性能が不足している建造物に対し、文化財的価値を極力損なうことなく耐震補強を行い、
大地震動時の人的安全性の確保と地震被害の軽減が図られた。



松江城天守外観



安全対策・附櫓内部穴蔵の木格子



耐震補強・三階の木製格子壁

②文化財の保存継承

ウ) 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業

重要文化財 木造金剛力士立像保存修理事業 ※実施主体：宗教法人金峯山寺（奈良県吉野町）

【主な取り組み内容】

重要文化財 もくぞうこんごうきしりゅうぞう
木造金剛力士立像の修理を実施。

・修理の概要

きんぷせんじにおうもん
金峯山寺二王門（国宝）の建造物修理を契機として修理が行われた。

表面仕上げの浮き上がりや過去の修理で施された古色の変色が認められるほか、
台座の^{はぎめ}矧ぎ目が緩み安定性に不安があった。

今回の修理では表面仕上げの剥落止め、古色修整、台座部材の組み付けが行われた。

【評価点】

本事業の終了後二王門の建造物修理が完了する令和10年度まで、奈良国立博物館内の「なら仏像館」で展示公開されている。像高 5 メートルを超える巨像を展示室で鑑賞できる貴重な機会として注目をあつめている。



奈良国立博物館での展示の様子

修理作業の様子

重要文化財 絹本著色十王図保存修理事業 ※実施主体：神奈川県

【主な取り組み内容】

重要文化財 けんぽんちゃくしよくじゅうおうず
絹本著色十王図の修理を実施。

・修理の概要

作品全体に強い横折れが見られ、折れ山から本紙の切れや剥落が生じていた。

また、本紙料絹とその裏に貼られた共裏絹との^{ほんしりょうけん}接着力が弱まり、^{ともうぎぬ}本紙料絹の剥離、剥落が進行していた。

今回の修理では、作品を解体し、共裏絹や古い補修紙等を可能な範囲で除去したのち、
^{ほけん}新たに補絹を入れ、^{はだうらがみ}肌裏紙、裏打ち紙を打ち、本紙を安定させた。

【評価点】

本事業の終了後、所蔵する神奈川県立歴史博物館では、令和 3 年 7 月から 8 月に
かけて、本作品の修理を記念した特別展が開催された。国庫補助修理によって、
地元の貴重な文化財に人々が触れることができる展覧会が実現した。地元への貢献度の高さという意味で、非常に意義深い修理になった。



修理前（表面に強い折れ等の傷みがある）

修理後

②文化財の保存継承

Ⅰ) 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

左近家住宅保存修理事業

【概要】

事業主体：個人

実施地域：大阪府河内長野市

主な修理内容：茅葺屋根の全面葺き替え、破損した木部の補修、剥落した土壁の塗り替え、簀子天井や建具、かまどの補修、畳の取り換えなどの修理を実施。

【評価点】

昭和56年の半解体修理から40年近くが経過し、屋根全体が苔むし、特に山側の東面は樹木が根付き、雨漏りが発生する状態となっていたが、屋根の葺き替えや、破損個所の補修等、全面的な修理を実施し、文化財の適切な保存・継承を図った。



修理前（南東から）



修理後（南から）

③生活文化の振興

ア) 生活文化調査研究事業

【概要】

これまで、以下の調査を実施。

平成30年度：生活文化 2 分野について、団体の実態把握調査

うち 1 分野は国民意識調査も実施

令和元年度：生活文化 6 分野について、団体の実態把握調査

令和 2 年度：過去に調査を行った 3 分野について、詳細調査（歴史、文化的所産を構成する要素の特定、国民意識調査等）

【評価点】

- ・各分野の状況・課題を適切に把握し、保護・振興策の推進に資する。
- ・文化財保護法改正による登録無形文化財制度の積極的活用につながる。

ウ) 伝統文化親子教室事業

【概要】

生活文化等に関する活動を行う団体等に、親子等を対象として茶道、華道、囲碁、将棋などの生活文化等を体験・修得できる機会を提供する。

【評価点】

参加した子供たちが生活文化等へ興味・関心をもち、礼儀や作法などを学ぶことにより生活態度が肯定的に変化した。

オ) 生活文化振興等推進事業

【概要】

生活文化調査研究事業で把握した現状や課題を踏まえ、従来あまり生活文化等に接する機会がなかった層に対し、生活文化の魅力に触れ、自らの暮らしに取り入れやすくなるような新たな切り口や手法による取組を推進するため、生活文化振興等推進事業を令和元年度から実施している。

【評価点】

令和 2 年度は、和装をテーマとし、「JAPAN MASTER CLASS by THE KYOTO & News Picks」「二十四節気七十二候～暮らしをいどる生活絵巻～日本人ってすごい！」の 2 件を実施。動画配信等の新たな手法を用い、従来生活文化に親しんでこなかった層に対して、生活文化に親しむきっかけとなるような講座の配信等を行った。

イ) 日本の食文化等実態調査

【概要】

国内各地の食文化に関する特徴的な事例や振興施策、諸外国の食文化振興施策、日本の伝統的な食文化の一部（日本酒・日本料理・味噌・醤油）の概要等に関する調査を実施。

【評価点】

今後の施策検討に資する実態、事例等の情報を得た。

エ) 食文化振興推進事業

【概要】

日本人が育んだ食文化の魅力をテーマとしたオンライン食文化シンポジウムを開催するとともに、今後の食文化発信の基盤となるポータルサイト、映像コンテンツを構築した。

【評価点】

シンポジウムの参加者が約370名、映像コンテンツ再生回数は5万回を超えるなど、食文化振興の機運を醸成した。

④子供の芸術教育・体験の充実

ア) 文化芸術による子供育成総合事業

巡回公演事業 ※実施団体:東京演劇集団風

企画：全校児童・生徒参加によるミュージカル「星の王子さま」（原作：サン＝テグジュペリ）

主な取組内容：

- 各実施校の実状にあわせたプログラム作成。学校との打合せを丁寧に行い、学校の要望に沿った参加・体験プログラムを個々に作成。
- ブロック内の教育委員会等への積極的なアプローチや広報。県、政令都市、市町村等を計18か所訪問し、巡回公演事業の広報を実施。

【評価点】

実施校の実状に合わせたプログラムを作成しており、実施校からは非常に高い評価を得ているとともに、本事業へ未参加の学校等にも教育委員会等を通し、積極的に声掛けすることにより、子供たちの鑑賞機会の拡充に貢献。本事業を実施した県の一つの市では、教育長の提案により、市内全小中学校が2学期の開始を数日間繰り上げ、子供達が文化芸術に触れる時間的余裕を30時間確保してもらえるようになり、文化芸術への関心が非常に高まった。

芸術家の派遣事業 ※派遣実演家：安藤広二（所属：ジェネシスオブエンターテインメント）

主な取組内容：小・中学校等の子供たちに、障がいのある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供。

【評価点】

障がいのある芸術家のパフォーマンスを鑑賞・体験するとともに、障がいについての講演や、車いすの介助方法レクチャーも取り入れており、文化芸術活動による共生社会の推進にも貢献。

イ) 伝統文化親子教室事業

伝統文化親子教室「地域で触れる伝統文化」体験教室（地域展開型） ※実施主体：京都府

【主な取り組み内容】 古典楽器や日本画等の伝統文化の歴史を学習した上で、実際に体験できる教室を実施。

【評価点】 京都府内の資料館、美術館を活用し、府内広域で面的に教室を展開。

太子町伝統文化教室（地域展開型） ※実施主体：太子町（兵庫県）

【主な取り組み内容】太子町の郷土芸能や郷土料理、茶道等を体験する教室を実施。

【評価点】行政が主体となり地域の文化を掘り起こし、過疎地域における地域の子供たちの体験機会の充実を図っている。

⑤国語施策の充実

グッドプラクティス(令和元年度)

●令和元年度国語問題研究協議会

【実施主体】 文化庁（共催者：東日本 石川県教育委員会・金沢大学、西日本 徳島県教育委員会）

【概要・主な取組内容】

○教育関係者を主たる対象として、全体会において、文化審議会国語分科会の答申や報告を中心に国語施策について周知するとともに、部会において、国語をめぐる諸問題（言葉遣い、敬語、漢字、読書等）を取り上げ、様々な実践報告を踏まえた研究協議を行うことで、国語施策と教育現場等とをつなぎ、国語施策の普及・浸透を図るものである。

【評価点】

参加者アンケートの結果では、「国語施策について理解することができて良かった」「今後の指導について考えるきっかけになった」などの意見が得られ、全般的な満足度も「良かった」との回答が85.1%となっており、各答申等をはじめ国語施策の現状について、教育関係者を中心に周知することができ、教育現場から更に広く周知されることが見込まれる。

●「公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について」（令和元年10月関係府省庁申合せ）

【実施主体】 文化庁、内閣官房、全府省

【概要・主な取組内容】

○平成12年12月国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」で提唱されたとおり、「各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記すること」が示され、令和2年1月以降、実施されている。

【評価点】

府省庁が作成する公用文における日本人の姓名のローマ字表記が「姓一名」の順に統一され、それが東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でも採用された。企業等でも、この考え方の採用を検討するところが見られ、そのことについて現在も問合せがある。

グッドプラクティス(令和2年度)

●新しい「公用文作成の要領」に向けた取組

【実施主体】 文化審議会国語分科会、文化庁、関係府省

【概要・主な取組内容】

○「公用文作成の要領」（昭和27年内閣官房長官依命通知別紙）が、現状と食い違いを見せる中、公用文の分類に基づく表記の在り方、専門用語や外来語（片仮名言葉）の扱い方、分かりやすく書くための観点等を内容とする、公用文の在り方について、令和3年3月には文化審議会国語分科会報告書がまとめられた。本報告が実際の公用文作成に生かされるよう関係府省と調整を進めている。

【評価点】

各府省の白書取りまとめ及び広報業務の担当者を対象に行った本報告の案段階でのアンケートの結果では、白書や広報等の文書においてより読みやすく親しみやすい書き表し方を用いることを積極的に認める考え方を提案していることに対し、肯定的な回答が89.4%となっている。

⑥著作権制度の整備・普及

①トレーニングセミナーの実施

【概要】

侵害発生国（中国・台湾・インドネシア・マレーシア・ベトナム・タイ）と強調の上、税関・警察・司法機関職員等を対象にインターネット上の著作権侵害にかかる最新動向や日本コンテンツの海賊版等の情報を提供すること、我が国の権利者と現地取締り機関との関係構築、連携強化を目的としたセミナーを開催。

【評価点】

海外での侵害には相手国との連携が欠かせず、実際に侵害が起こっている国の取締り機関等との連携を高めて海外での取り締まりの実効性を高めている。

②普及啓発

【概要】

アジア地域の侵害発生国において、著作権の正しい理解を促進するため、当該国政府著作権担当部局と連携し、著作権普及啓発のための活動を共同で実施。

【評価点】

著作物が適切に使用されるためには、利用者の著作権に関する知識が不可欠であり、侵害発生国での一般の方の著作権に関する知識を高めている。

③アジア地域著作権制度普及促進事業

【概要】

世界知的所有権機関（W I P O）に、信託基金を拠出し、W I P Oとの協力の下、アジア太平洋地域の途上国における著作権法の整備と条約への加盟促進、著作権侵害に対する取締りの強化及び著作権管理団体の育成等を支援。

【評価点】

アジア太平洋地域の途上国に対して、WIPOを通じて基盤的支援を行うことで、当該国での著作権制度の整備に貢献している。